

令和8年3月23日

報道機関各位

伊勢崎市指定天然記念物の指定解除について

教育部文化財保護課
都市計画部公園緑地課

「塩島稲荷の大サザンカ」及び「波志江の大シイ」については、3月13日の伊勢崎市教育委員会会議において、天然記念物の指定解除の承認がされていましたが、告示により正式に指定解除されました。

1 告示日 令和8年3月23日

2 概要

(1) 塩島稲荷の大サザンカ

平成24年ころから枯枝が発生することが増え、平成26年の大雪や平成28年の暴風を伴う雷雨等の自然災害により太い枝が折れるなどの被害が発生した。その都度、樹木医の指導を受け、破損木の剪定や支柱の設置等の処置をし、経過観察を行っていた。その後も、周辺雑木の整理や薬剤散布、枯死部切除や切口の殺菌処理、土壌改良や施肥等を行ったが樹勢は回復せず、令和6年の樹木診断調査では葉が小さく、葉量がなく、内部の腐朽が進行している状況であった。令和7年7月中旬に地上1.5mで幹が割れ倒木したため、令和7年7月23日樹木医による現地調査を行い回復不能な枯死の状態と確認された。近年の夏期の異常高温や、周辺環境の変化により冬期の北風が直接あたる状況なども徐々に樹勢が衰退してきた原因の一つと考察される。

(2) 波志江の大シイ

元は個人宅内にあり、平成15年に周辺の宅地開発で分譲予定地となったが、文化財的価値を認めて公園として整備、管理されてきた。開発の際、道路後退線に面した3本の枝は通行の危険になるため、根元を傷めないように十分な配慮をし樹木医立会のもと剪定を行った。平成20年の樹勢概診では枯枝、枯根の発生や主要幹部の枯損空洞化がみられるようになり、森のような生育環境から独立木として露出されたことによる日射、寒風、乾燥等の悪条件が一因と考察されている。以後も経過観察し、道路にはみ出し通行の危険が生じた場合に、下枝や枯枝の剪定、支柱の設置を行ったが徐々に樹勢が衰え、令和5年頃からは急激に葉量も減り、令和7年7月の現地調査において回復不能な枯死の状態と確認された。原因として、南側の道路拡張時に根の断根があり次第に樹勢衰退がはじまったことと、近年の夏の異常高温や道路からの輻射熱によるものと考察される。

問い合わせ先	文化財保護課	村田	TEL0270-75-6672
	公園緑地課	落合	TEL0270-27-2769